

ストーカー対策の流れ

ストーカー行為者によるつきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け、無言電話等の行為を受けた場合は、すぐに、お近くの警察へご連絡ください。ご相談の内容に応じて下記の手順で迅速な対応を致します。



あなた(被害者)

警察の対応

注意してほしい

被害防止の
援助を受けたい

行政手続
(警告してほしい)

刑事手続を
とってほしい

相手方に対し、任意出頭を求めるなどの方法により、

口頭警告

「援助申出書」を
提出する

警告を求める旨の申出

捜査

緊急性が
あれば

仮の命令

通常

警告

ストーカー行為

ストーカー以外
暴行・傷害・脅迫等

警告違反

告訴

意見の聴取

聴聞

公安委員会による禁止命令の発令

命令に違反した場合

ストーカー行為(※つきまとい等2回以上)

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

罰則

6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

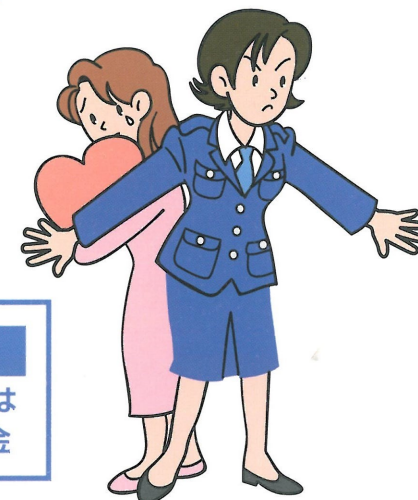
警察本部長等の援助の例

- ストーカー被害の防止に関する防止活動を行っている行政機関、ボランティア団体等の紹介(一時避難に関すること等)
- 相手方からの行方不明者届の不受理
- 住民票の閲覧制限等の支援
- 被害防止に役立つ物品の貸出し等
- 相手方との被害防止交渉のための警察からの連絡や警察施設の利用

警察以外の対応

専門の行政機関等を
紹介してほしい

配偶者暴力相談支援
センター・NPO等



※「つきまとい等」とは表面の①から⑧までの行為をいいます。

ストーカー行為とは？

あなたに対する好意の感情又はその感情が満たされないことに対する恨みなどの感情から、あなたに対して次の8つの行為（「つきまとい等」といいます。）を反復して行うことをいいます。

① つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け

あなたを尾行したり、自宅や職場近くで監視し、待ち伏せをしたり、押し掛ける行為

② 監視していると思わせるような事項を告げる行為

帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話してきたり、インターネット上の掲示板にあなたに関する他人が知り得ない内容を書き込む行為

③ 面会・交際等の義務のない行為の要求

あなたが、拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求める電話やメールなどを送ってきたり、自分勝手に贈り物を届け、受け取るように要求する行為

④ 粗野又は乱暴な言動

あなたに向かって、大声で「バカヤロー」などの乱暴な言葉を浴びせたり、自宅の前で、車のクラクションを鳴らしたりする行為

⑤ 無言電話、連続電話、連続電子メール（ファクシミリを含む。）

無言電話や、あなたが拒否しているにもかかわらず、何度も電話を掛けてきたり、電子メールを送信してくる行為

⑥ 汚物などの送付

汚物、動物の死体など、あなたに不快感や嫌悪感を与えるような物を、自宅などに送付する行為

⑦ 名誉を害する事項を告げる行為

あなたを中傷したり、名誉を傷つけるような内容を告げたり、あなたの名誉を傷つけるようなビラなどを貼り付ける行為

⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げる行為

わいせつな写真などを自宅に送ったり、手紙などで卑猥な言葉を告げる行為

ストーカー行為は、そのまま放っておくとより大きな犯罪に発展するおそれがあります。

ひとりで悩まないで、警察やあなたの信頼できる友人等に相談してください。



◎ 警察（最寄りの警察署）

※緊急の場合は**110**番通報

- 警察安全相談室 全国共通 #9110
☎ 098-863-9110
- 那覇警察署 ☎ 098-836-0110
- 豊見城警察署 ☎ 098-850-0110
- 糸満警察署 ☎ 098-995-0110
- 与那原警察署 ☎ 098-945-0110
- 浦添警察署 ☎ 098-875-0110
- 宜野湾警察署 ☎ 098-898-0110
- 沖縄警察署 ☎ 098-932-0110
- 嘉手納警察署 ☎ 098-956-0110
- うるま警察署 ☎ 098-973-0110
- 石川警察署 ☎ 098-964-4110
- 名護警察署 ☎ 0980-52-0110
- 本部警察署 ☎ 0980-47-4110
- 宮古島警察署 ☎ 0980-72-0110
- 八重山警察署 ☎ 0980-82-0110